



Title	二〇一五年NPT 再検討会議と核軍縮
Author(s)	黒澤, 満
Citation	阪大法学. 2015, 65(3), p. 151-176
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/75444
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

二〇一五年NPT再検討会議と核軍縮

黒澤 満

まえがき

二〇一五年核不拡散条約（NPT）再検討会議は、四月から五月にかけて四週間にわたりニューヨークの国連本部で開催された。会議の内容に関連する国際状況は悪くなっており、米ロ関係の一般的な悪化に伴い、核軍縮の交渉がまったく停止している状況であり、逆にウクライナを巡る情勢において、ロシアは核兵器の役割の強化を主張しており、準備態勢の上昇など、核兵器の軍事のおよび政治的価値を強調する政策を追求している状況である。実際にはすべての核兵器国は、核兵器の近代化を推進していると言われており、核兵器にその安全保障を依存するという伝統的な傾向が続いている。NPT再検討会議のもう一つの重要課題である「中東非大量破壊兵器地帯」の目的の会議は開催されず、アラブ諸国の一層の不満を生み出すものとなっている。会議は、中東問題の対立により、形式的には最終文書を採用することができず失敗であったと一般に評価されているが、最終草案¹⁾の核軍縮に関する部分には合意があったと一般的に考えられている。

このような状況で、最近五年間の大きな動きの一つは、「核軍縮への人道的アプローチ」の発展である。核兵器使用の壊滅的な結果に対する国際的な認識および国際人道法の遵守が二〇一〇年の最終文書で言及され、それを基礎として、それに関する国際会議が三度開催され、また核兵器の使用禁止に関する共同声明が五度にわたって発表され、それぞれの賛同国が徐々に増大している。またこの人道的アプローチとも関連するものであるが、最近の議論のもう一つの特徴として、核兵器廃絶のための「法的枠組み」に関する議論が開始され、核兵器禁止条約なども積極的に提案されており、核軍縮をどのように進めるべきかに関する議論が活発に行われるようになってきている。

本稿では、まず核軍縮の進展に関するレビューを行い、次に今回の会議において積極的な議論が展開された「人道的アプローチ」と「法的枠組み」に関する問題を詳細に検討する。その後、核軍縮の個別措置に関する会議での議論を紹介し分析し、最後に今後の課題を検討する。

一 核軍縮の進展状況

核軍縮の進展状況に関して、一般演説において米国は、「明確に軍縮することにコミットしており、軍備を削減してきたし、削減し続けるし、核廃絶に向けてステップ・バイ・ステップに動き続ける。また我々は新たな核弾頭を製造しないし、二三年間実験していないし、国家安全保障戦略で核兵器が演じる役割を低減させたし、核軍備の警戒状態を低下させた⁽²⁾」と述べ、ロシアは、「第六条を含め、NPTのすべての条項を一貫して履行してきた。

我々は最低限のレベルまで核兵器を削減した⁽³⁾」と述べ、英国は、「ステップ・バイ・ステップの軍縮および第六条の義務にコミットし続けている。我々は配備された弾道ミサイル潜水艦のそれぞれの弾頭数を四八から四〇に削減し、各潜水艦に搭載された実戦配備ミサイルの数を八以下に削減したことを一月に発表した⁽⁴⁾」と述べ、フランスは、

「軍縮については、状況が許す場合には核兵器の廃絶という長期的目的を共有している。このことは、核兵器の数を半減し、核実験場および兵器用核分裂性物質生産工場を廃棄したことにより、過去一五年にわたりこの目的を實行してきたことが示されている」⁽⁵⁾と述べ、中国は、「核軍縮の誠実な擁護者であり、核兵器の完全禁止および全面廃絶を主張し、条約の核軍縮義務を誠実に履行してきた」⁽⁶⁾と述べている。

他方、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)は、「軍縮に関し、新START条約の下における米ロによるものを含め、核兵器国によりこれまでに取られた措置を歓迎する。それは現在の困難な政治的環境において実施され続けている。しかし、今日、一万六千以上の核兵器が存在しており、多くはハイアラート状態にある」⁽⁷⁾と述べ、新アジェンダ連合(NAC)は、「今日、条約の不拡散の柱は核兵器の水平的拡散を制限することによりうまく作用しており、条約の核不拡散の規定および義務は強化されている一方で、軍縮の柱に含まれる約束は履行されないまま残っている」⁽⁸⁾と述べ、非同盟グループ(NAM)は、「核兵器国は核兵器の廃絶において進展していない。核兵器国の安全保障政策における核兵器の役割は低減していない。ある核兵器国は核兵器の近代化を行っており新たな核弾頭の研究を計画している。また他の核兵器国は核兵器のための新たな運搬手段を開発する意図を表明している。我々は、核兵器国による核軍縮の義務および約束における進展が引き続きないことに深い懸念を表明する」⁽⁹⁾と述べている。

このように核兵器国は核軍縮義務を十分果たしていると主張し、NPDIは一定の進展があるが不十分だと主張し、NACとNAMは義務は果たされていないと主張している。そこで二〇一〇年NPT再検討会議の行動計画の主要なものについて、その実施状況を検討すると以下ようになる⁽¹⁰⁾。

「A原則と目標」における行動1と行動2は、条約および核兵器のない世界の達成という目的と完全に一致した

政策の追求の約束と、不可逆性、検証可能性、透明性の原則の適用である。行動1に関してはそれに完全に一致したとは解釈できない核兵器国の行動が散見され、遵守されているとは言えないが、行動2については一定程度は実施されているが、十分とは言えない。

〔B核兵器の軍縮〕においては、特に行動4の米口間の新START条約の発効と履行は完全に実施されている。ただし行動4の後半にあるその後の交渉の要請は履行されていない。行動3および行動5(a)(b)の核兵器削減の要請は十分に実施されているとは考えられない。行動5(c)の核兵器の役割低減、5(e)の運用状況の低下、5(f)の事故による核使用リスクの低減などについては、米国を中心に若干の措置がとられているが、全体としてはほとんど進展が見られていない。行動6の核軍縮を取り扱う補助機関の軍縮会議における設置は実現されていない。

〔C安全の保証〕においては、行動7の消極的安全保証の軍縮会議における議論の開始は実現していない。行動9の非核兵器地帯条約の議定書の署名・批准に関しては、中央アジア非核兵器地帯条約の議定書に五核兵器国が署名し、すでに四カ国が批准を済ませている。

〔D核実験〕については、行動10の核兵器国によるCTBTの批准は、米国と中国に関してまったく進展が見られなかった。ただ行動11から14の内容はおおむね履行されている。

〔E核分裂性物質〕については、行動15はFMCTの交渉を軍縮会議で即時に開始するよう合意したが、これもまったく実現していない。行動16・17・18については部分的に実施されている。

〔F核軍縮を支援するその他の措置〕については、一定の進展が見られる。

二 人道的アプローチ

今回の会議における議論の中心的課題の一つは、核軍縮に向けての人道的アプローチであり、過去五年間の積極的な議論を踏まえて、オーストリアを中心とする人道的イニシアティブがきわめて広くまた深く議論された。会議ではオーストリアを中心とする一五九カ国の共同声明およびオーストリアの誓約（後に人道の誓約）に多くの国が賛意を表明した。またそれに対して、オーストラリア（豪州）を中心とする二六カ国の共同声明が提出され、人道的側面とともに安全保障の側面をも考慮するよう要請した。核兵器国は安全保障の側面を前面に押し出し、人道的アプローチには消極的な態度を貫いた。

- (1) オーストリアによる一五九カ国共同声明^①
共同声明の中心部分以下の通りである。

我々は、核兵器の壊滅的な人道的結果を深く懸念している。核兵器の人道的影響に関する会議において行われた事実を基礎とする議論は、我々がこれらの結果の集団的な理解を深めるのに有益であった。専門家および国際機関からの最も重要なメッセージは、いかなる国家も国際機関も核兵器の爆発から生じる即時の人道的緊急事態に対応できないし、被害者に十分な支援を提供できないということであった。核兵器の壊滅的な結果を知ることが核軍縮に向けてのあらゆるアプローチおよび努力の基礎とならなければならぬと深く信じている。今日の声明は人道的焦点への増大する政治的支持を再び示すものである。

核兵器がいかなる状況においても二度と決して使用されないことが人類の生存そのものの利益である。核兵器の爆発の壊滅的効果は、事故であれ、誤算であれ、意図的であれ、十分に対応することは不可能である。これら

の大量破壊兵器の脅威を排除するためにあらゆる努力がなされなければならない。

核兵器が決して使用されないことを保証する唯一の方法は、核兵器の全廃によるものである。すべての国は、核兵器の使用を防止し、その垂直的および水平的拡散を防止し、核兵器の撤廃を達成する責任を共有している。

ここでの中心的な論理は、①核兵器の壊滅的な結果を知ることが核軍縮に向けてのあらゆる努力の基礎とならなければならない、②核兵器がいかなる状況においても決して二度と使用されることが人類の生存そのものの利益である、③核兵器が決して使用されないことを保証する唯一の方法は、核兵器の全廃であり、すべての国は核兵器の撤廃を達成する責任を共有している、というものである。

これと同様な考えは、二〇一四年二月のウィーンでの「核兵器の影響に関する国際会議」の終了時に、オーストリアが読み上げた「オーストリアの誓約」⁽¹²⁾にも含まれており、その内容の中心は以下のようである。

オーストリアはすべての人の人間の安全保障という緊急命令に従うこと、および核兵器から生じるリスクに対して市民の保護を促進することを誓約する。

オーストリアは、NPTのすべての締約国に対し第六条の下に存在する義務の緊急かつ完全な履行への約束を新たにすること、そのために核兵器の禁止および廃絶のための法的ギャップを埋めるための効果的な措置を識別し追求することを要請し、オーストリアはこの目的達成のためにすべての関係者と協力することを誓約する。

オーストリアは、その受容できない人道的結果と関連したリスクという観点から、核兵器に汚名を着せ、核兵器を禁止し廃絶する努力において、すべての関係者と協力することを誓約する。

(2) オーストラリア（豪州）による二六カ国共同声明⁽¹³⁾

二番目のオーストラリアによる共同声明に賛同しているのは以下の二六カ国である。オーストラリア、ベルギー、

ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、エストニア、フィンランド、ジョージア（ゲルジア）、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、日本、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、トルコ。

これらの国家は、国境および世代を超えて核兵器の人道的影響の知識が広まることの重要性を強調し、その文脈において前述のオーストリアによる声明を歓迎している。しかし、「すべての国家が軍縮の約束を決意をもって緊急に実施し、これらの兵器が使用されず拡散しないことを確保するために努力することはきわめて重要である。同時に、核兵器を廃絶することは、核兵器を保有する国家による実質的かつ建設的な取り組みによってのみ可能である。核兵器のさらに大幅な削減を容易にし最終的に核兵器を廃絶する条件を作り出すためには、世界全体が核兵器の重要な安全保障の側面と人道的側面に対応するために協力することが必要である。……核兵器のない世界に近づくために必要な厳しい実際の作業がまだなされなければならない。核廃絶をもたらすために必要な信頼と透明性を獲得するつもりなら、我々は組織的にかつ現実主義に基づいて作業する必要がある。そこには近道はない」と述べている。

第一の考え方と比較するならば、①核兵器使用の壊滅的結果が核兵器のない世界の追求におけるすべての作業の基礎となるべきである、という点は共通である。②核兵器がいかなる状況においても決して二度と使用されないことが人類的生存そのものの利益であるという主張は、前者は「いかなる状況においても使用されない」という側面を強調しており、そこにおいて後者との違いが認識されている。③核兵器の使用のリスクは、核兵器の完全な廃棄および核兵器のない世界の維持によってのみ回避されるという前者の考えに対し、後者は、人道的要請のみで核兵器の廃絶に至ることはなく、それと同時に安全保障の側面を考慮する必要があることを強調している。

(3) 核兵器国の立場

五核兵器国は一般的には人道的アプローチに消極的であるが、米国は核兵器使用の壊滅的な結果を承認し、それを背景として核軍縮を進めることにも賛成しており、核兵器不使用の七〇年近くの記録が永遠に延長されることがすべての国の利益であることを主張している。しかし核兵器のない世界の達成は人道的要請だけでは不可能であつて、安全保障の側面が重要な位置を占めていることを主張する。英国は米国とともに核兵器の人道的影響に関する三回目のウィーンでの国際会議は出席しているが、米国ほど人道的側面を支持することはなかった。ロシアとフランスはどちらかという人道的アプローチを否定する発言を繰り返しており、中国は人道的側面ではほとんど発言しておらず、発言では原則的な立場のみを主張しているが、ロシアやフランスに近い立場であるように考えられる。五核兵器国を代表するP5の一般演説では、「我々は核兵器の使用に伴う厳格な結果をずっと認めている。我々はこのような事態の発生を防止するという決意を確認している。我々はそれぞれ核兵器に対する安全性、確実性、効果的な管理を確保することに最高の優先順位を与えている」と述べており、核兵器の使用のリスクに対して、核兵器の廃絶の方向を目指すのではなく、核兵器の技術的管理を強化する方向を目指していることが示されている。

(4) 会議の最終草案の内容

最終草案の核軍縮の将来の行動に関する第一項は以下のように規定する。

会議は、核兵器のあらゆる使用による壊滅的な人道的結果に関する深刻な懸念が、核軍縮の分野における努力の基礎となり続けるべき重要な要素であること、およびこれらの結果を知ることが核兵器のない世界へと導くすべての国家の努力に緊急性を与えるべきことを強調する。会議は、この目標の実現までの間、核兵器が二度と決して使用されないことが人類の利益であり、すべての人々の安全保障の利益であることを確認する。

このように、人道的な懸念が核軍縮の努力の基礎となるべきこと、核兵器のない世界に向けての努力に緊急性を与えらるべきことが合意されており、核兵器が使用されないことが、人類の利益であり、すべての人々の安全保障の利益であると規定されている。この条項は第一項として規定されており、人道的イニシアティブの有効性を広く認めたものであり、今後の核軍縮交渉の基盤として重要な意義をもつものである。最終案で「すべての人々の安全保障の利益」という用語が挿入され、オーストラリアなどが主張していた論点、すなわち核軍縮の促進は人道的側面だけでなく安全保障の側面も考慮すべきであるという観点が入れられたようにも見えるが、彼らが主張していたのは「国家の安全保障」であったが、ここでは「すべての人々の安全保障」という用語が用いられており、意味内容は異なるとも理解することができる。

人道的イニシアティブに関する見解の相違はそれぞれの国家が置かれている地政学的な状況に大きく影響されている。ここでは核兵器による脅威が実際に存在しているのか否かといったそれぞれの国家の環境も重要な要素となっている。その意味で、今後の議論の進展は、核兵器使用の非人道性という基本的認識を共通にしつつ、安全保障の問題にどのように対応していくかという方向に進むべきであろう。核兵器国および拡大核抑止の下にある非核兵器国の安全保障と核兵器の非人道性とをどういう形で整合させていくかという課題への挑戦となるであろう。

三 法的枠組み

二〇一〇年NPT再検討会議の最終文書は、「すべての締約国は、核兵器のない世界を達成し維持するための必要な枠組みを設置するための特別の努力をすることを確認し」、国連事務総長が核兵器禁止条約または枠組み協定を提案していることに留意していた。今回の再検討プロセスにおいて、NACは特にこの点に注目し、

第六条に規定されている「効果的措置」との関連を強調しつつ、議論を展開した。そこでは従来からの核兵器禁止条約のほかに、新たな考えとして核兵器使用・保有禁止条約や枠組み合意という概念を提示し、「法的枠組み」を真剣に議論すべきであると主張し、議論を積極的にリードしてきた。NACによる作業文書¹⁴の中心部分は以下の通りである。

この文書は、「効果的措置」を進展させることのできる法的アプローチを明確にすることを求めている。締約国に二つの法的に異なるアプローチの間の選択が提示されている。

第一のアプローチは、包括的核兵器禁止条約であるか核兵器使用・保有禁止条約かを問わず、独立した協定の交渉を含む。二つの協定の違いはその構造にあるのではなく、それらはともに同じ法的スペクトルの上にあるが、詳細なスコープとレベルにおいてスペクトルにおける位置が異なるのである。スペクトルの一方の端にはより広範でより詳細な包括的核兵器禁止条約があり、核兵器使用・保有禁止条約は他の端の方にある。

第二のアプローチは、相互に支えあう文書から構成される枠組み合意であり、構造的にはそれは「主要な」あるいは第一の協定に従った義務を創設する。それは最初に交渉され、レジーム全体の目的を形式化し、締約国のための広範な約束を制定し、その後の交渉のための一般的な統治システムを制度化するものである。これらの後の「第二次の」交渉は全体のレジームの別々の側面に関する詳細な規則を形成するであろう。それは一連の議定書を通じてしばしば行われる。締約国は、交渉の過程において、主要な協定および二次的議定書の範囲をどれくらい広範に定義するかを決定する必要があるだろうし、これらの議定書の交渉のためにどのようなプロセスを創設するかを決定する必要があるだろう。

第一の考えは、包括的な核兵器禁止条約(Nuclear Weapons Convention)を交渉し締結すべきであるという主

張であり、これまでもNAMを中心に提案されており、今回の会議でもNAMは同様の提案をしており、「核兵器廃絶のための行動計画のための要素案」に関する作業文書¹⁵⁾を提出している。

第二の考えは、今回の会議での新たな進展であり、核兵器使用・保有禁止条約 (Nuclear-Weapons-Ban Treaty) である。これは核軍縮に関する国際NGOが最近二、三年主張し始めたもので、その内容の中心は以下の二点である。特にこの提案の背景となっているのは、核兵器国は核廃絶を進める意図を全く持っていないので、核兵器国が参加しなくても条約の交渉を開始すべきであるという点である。さらに、条約義務の内容は、核兵器の廃絶や検証は後の段階で検討することとし、とりあえず核兵器の使用および保有を禁止するものとするという特徴を持っている。¹⁶⁾

この発想の背景には、対地雷禁止条約およびクラスター弾条約の交渉開始および条約締結という事実が存在している。これら二つの条約は、これらの兵器を大量に保有する軍事大国のイニシアティブで開始されたのではなく、それらの諸国の参加を待つことなく、前者はカナダによるオタワ・プロセスとして、後者はノルウェーによるオスロ・プロセスとして行われ、条約の締結に成功したのである。これら二つの条約の成功の理由として、これらは従来の軍事的安定性とか軍備管理という側面から交渉が開始されたというよりは、それらの兵器の被害者が子どもや女性であり、人道的側面および人道的考慮が中心となって交渉が開始されたということがある。

後者の人道的アプローチは、上述したように、現在の核軍縮に関する議論の中心に位置するようになり、多くの国が核兵器の非人道性を認めるようになってきていることが、背景となっている。オーストリアの誓約 (人道の誓約) も、人道的アプローチの中心的なものであるが、それを基礎に「法的ギャップを埋めるべきである」と主張している。この誓約には一〇七カ国が賛同しており、多数の国家の支持を得ている。

第三の考えは枠組み合意であり、国連事務総長の二〇〇八年の提案にも含まれていたが、核兵器のない世界を達成し維持するための相互に支えあう複数の合意から形成されるものと考えられている。その中心にあるのが枠組み条約であり、それは条約の基本的な義務を一般的な形で規定し、具体的な義務は後の交渉の結果合意される議定書に委ねるものである。枠組み条約では、今後の交渉の継続の方法とか、事務局体制などが規定されるであろう。

実例としては、一九九四年の国連気候変動枠組条約があり、具体的義務は一九九七年の京都議定書で規定されている。また一九八八年のオゾン層保護ウィーン条約が枠組み条約として存在し、一九八九年のオゾン層破壊物質モントリオール議定書がある。さらに一九八三年の特定通常兵器使用禁止制限条約が枠組み条約としてあり、個々の兵器に関する具体的な規制は議定書で実施されており、これまで議定書1、2、3、4、5が合意されている。

核兵器禁止枠組み条約の場合は、たとえば、二〇〇〇年最終文書に含まれる「核兵器国はその核兵器を廃絶するという明確な約束」を法的義務として枠組み条約の中で合意することなどが考えられる。その場合には、その後の具体的交渉を進める方法や様式に合意することも必要であろうし、事務局体制を構築し、締約国会議など組織的な構造を整えることも必要であろう。

第四のブロック積み上げ方式は、二〇一四年の準備委員会において、オーストラリア、カナダ、ドイツ、日本、スウェーデンなどの二〇カ国により提案されている⁽¹⁷⁾。ブロック積み上げ方式は、ステップ・バイ・ステップ・アプローチの追求を補完するものと位置づけられており、核兵器のない世界の達成および維持のための究極的な措置は多国間のものであることが必要であるだろうが、効果的な軍縮には相互に強化しあうブロック積み上げが必要であり、それらは多国間、数国間、二国間、一方的なものであるとする。最終段階に関しては、最後の「ブロック積み上げ」として、多国間核軍縮枠組みまたは核兵器禁止条約がどのようなものになるかを、長期的展望で、さらに検

討する必要があるだろうと述べている。

第五のステップ・バイ・ステップ・アプローチは、伝統的にまた今でも核兵器国が常に主張しているものであり、厳格な意味でのそのアプローチは、一歩ずつ前進するというもので、一つの措置に集中してそれが達成された場合に、次の措置に移行するというものであるが、上述のブロック積み上げ方式は同時に複数の具体的軍縮措置を追求することを提案しているものである。しかし最近両者は同様なものと理解されるようになってきている。

会議の最終草案第一九項は、国連総会が第六条の完全な履行のための効果的な措置を識別し詳細に作成するためにオープンエンド作業部会を設置することを勧告するものであり、そこには核兵器のない世界の達成と維持に貢献しそれに必要とされる法的諸規定またはその他の取決めが含まれるとし、法的諸規定は、独立した文書または枠組み合意を含むさまざまなアプローチを通じて確立されるであろうと規定している。

この「法的枠組み」に関する議論もきわめて対立的なものであり、核兵器国を含めない形の核兵器使用・保有禁止条約の交渉開始が可能なかどうか、対人地雷やクラスター弾がもつさまざまな軍事的、戦略的、さらに人道的意味合いというのが、核兵器の場合にそのまま適用可能であるのかどうかといったさまざまな観点が一層議論される必要があるだろう。

四 核軍縮の個別的措置に関する議論

1 核兵器の削減

核兵器の削減は核軍縮に関する基本的な措置であり、二〇一〇年最終文書でも、あらゆるタイプの核兵器の世界的な削減が要請されていたが、実際には米口の新START条約の履行による削減が実施されたのみで、その他の

核削減に関する要請は実現されなかった。今回の会議においても多くの国家が核兵器の削減を要請し、米口の戦略核兵器の一層の削減のみならず、一方において非戦略核兵器の削減が多く、他方で米口以外の核兵器国を核軍縮交渉に取り入れることが要請されていた。最終文書案の第四項は核兵器の削減に関する基本的な条項であり、戦略、非戦略、配備、非配備、場所のいかんを問わず、すべての核兵器を削減し廃絶することを核兵器国に要請するものである。

第五項は米口二国間の核軍縮に関するもので、第一に、米口の核兵器の一層の削減を要請し、当初はその交渉を新START条約の期限満了以前に締結すること、非戦略兵器を含むことが明記されていたが、最終的にはそれらは削除され、きわめて一般的な規定ぶりとなった。第二に、他のタイプの関連する戦略攻撃および戦略防衛兵器に関連する問題への対応が当初の案には明記されていたが、最終的には、核軍縮プロセスにおける戦略的安定性に関連するすべての問題に米口が対応すること、これもより一般的な規定ぶりとなった。

第六項は、当初は米口に対して他の核兵器国を関与させるよう要請するものであったが、最終草案では、核兵器国に対して、核兵器の世界的ストックの迅速な削減を達成するために、次の再検討サイクルで関与するよう奨励するものである。これらとの関係で、第一案から第四案までには核兵器国に対して核兵器の近代化を停止するよう要請する条項が含まれていたが、最終草案では削除された。これについては、最後の段階で核兵器国からのきわめて強い抵抗および反対があったと推測される。第一二項は、核軍縮を取り扱う補助機関を軍縮会議に設置することを要請するもので、最終草案で初めて挿入されたが、二〇一〇年最終文書の内容を繰り返しているものである。

核兵器の削減に関する最終草案の形成過程を以上のように見てくるならば、今回新たに規定される可能性があった防衛兵器への対応や、核兵器の近代化の停止などの要請はすべて削除されており、また米口交渉での非戦略核兵

器への言及も削除されており、二〇一〇年の最終文書を超える新たな規定はまったく存在しておらず、全体的にはそれと同等のレベルの要請に留まっているものと考えられる。

2 核兵器の役割低減

二〇一〇年最終文書でも、核兵器国に対し、すべての軍事のおよび安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割および重要性を一層低減することが要請されており、米国などはそのための一定の措置を取ったが、全体的には大きな動きは見られなかった。今回の会議でも核軍縮の具体的措置の一つとして広く議論された。

核兵器の役割低減に関する第七項は、第一案においては、安全保障ドクトリンから核兵器をまだ排除していないすべての国に対して、核兵器の第一使用を予定したドクトリンを放棄すること、核兵器を第一に使用しないことを約束するよう奨励するとなっており、きわめて画期的な文言が含まれていたが、第二案以降は、二〇一〇年最終文書と内容がほとんど変わらないものに変更され、最終草案となった。ただ、米国提案およびNPT I提案では以前と大きな違いは見られないが、NAC提案⁽¹⁸⁾では、核兵器国を含む地域同盟のすべての国は、集団安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割を低減するよう奨励されるようになっており、日本など核兵器国の拡大抑止の下にある非核兵器国に対しても、核兵器の役割の低減を求めるものとなっていた。その結果、最終草案では、会議は、核兵器国に対してだけではなく、すべての関連国家に対して、核兵器の役割および重要性を低減するために、次の再検討サイクルにおいて、軍事のおよび安全保障上の概念、ドクトリンおよび政策を見直し続けるよう要請している。これは新たな重要な進展であり、評価できるものである。

3 核兵器の警戒解除と核リスクへの対応

これらの問題については二〇一〇年最終文書も、国際的安定性および安全保障を促進する方法で核兵器システム

の運用状況を低下させること、および核兵器の事故による使用のリスクを低減することを要請していた。これらの措置は核兵器の使用の危険を低下させ、核兵器の重要性を低減するものとして、具体的核軍縮措置として長らく主張されてきたものである。核リスクへの対応に関する第八項は、第一案から最終草案まで大幅な変更はないが、当初は核兵器に関わるリスクに包括的に対応することが求められていたが、第四案からは、「意図的でない核爆発に関連するリスク」に範囲が大幅に狭められており、最初の頃の案にあった非国家主体による脅威も削除されており、基本的には指揮・管制システムへのサイバー攻撃に焦点が当てられるようになっていく。

警戒態勢解除に関する第九項は、第一案から第四案までは、核兵器の運用状況の低下は国際的安定および安全保障を強化し、核兵器に関連する人的リスクを低下させることに留意しつつ、暫定措置として、ハイアラート・レベルからすべての核兵器を段階的に解除することに導くような、核兵器システムの運用状況を急速に低下させることの必要性を強調していたが、最終草案では、警戒解除による意義や方法の部分はすべて削除され、核兵器システムの運用状況を低下させる一層の実際の措置の考慮を奨励するようになっており、内容的にもきわめて簡潔でかつ要求度の低いものとなっている。核兵器によるリスクの対応に関しても、また警戒解除の要請に関しても、会議の当初においては二〇一〇年の最終文書よりもより強化され、より厳格な形での要請が行われていたが、両者とも、最終草案においては二〇一〇年の最終文書とほとんど変わらない内容となっている。

4 消極的安全保証と非核兵器地帯

第一三項の消極的安全保証に関する規定は、やっと最終草案において、二〇一〇年最終文書と同様な内容の文言が挿入された。第一四項の非核兵器地帯に関する条項は、すべての関連国家に対して、非核兵器地帯条約およびその議定書を署名し批准すること、および留保および解釈宣言を撤回するために見直すよう奨励している。さらに第

三案からは、東南アジア非核兵器地帯当事国と核兵器国が未解決問題を解決するため建設的に関与することを奨励している。消極的安全保証および非核兵器地帯に関する二つの条項は、最終草案においては基本的には二〇一〇年最終文書と同様なものとなっており、新たな進展は見られない。ただ一般演説において、米国は消極的安全保証のみならず、積極的安全保証にも言及しており、それはロシアの核兵器使用に関する政策の拡大などを念頭に置いたものであり、消極的安全保証に関するロシアの政策では大幅な後退が見られる。

5 包括的核実験禁止条約

包括的核兵器禁止条約（CTBT）に関する第一五項は、条約議定書二に列挙された残りの八カ国に対し、署名および批准を要請するものであり、二〇一〇年の最終文書と同様の内容である。ただ今回の要請では、「一層の遅滞なく」かつ「他の国がそうするのを待つことなく」署名批准の「個別的イニシアティブをとる」ことが要請されている。もう一つの要請として、条約の趣旨および目的を損なうような行動を差し控え、実験的爆発のモラトリアムを維持し、核実験場を閉鎖することが求められている。今回の記述で特徴的なことは、「核実験の結果生じる健康および環境への影響の名残ならびに子供および女性への健康の不均衡な効果に留意して」という用語が挿入されており、核実験の道徳的な影響への関心が示されていることである。

6 兵器用核分裂性物質生産禁止条約

第一六項は、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）交渉の即時の開始を要請するものであり、基本的には二〇一〇年の最終文書の内容と同様である。第一案に含まれていた生産モラトリアムの維持および履行の要請は、多くの国が主張していたものであるが、今回も中国の反対により削除された。交渉のフォーラムについて、第一案ではNPTDI提案¹⁹⁾に従って、「できれば軍縮会議で」となっており、北欧諸国も「軍縮会議が動かない場合には、

総会、補助機関、専門家グループを含む国連の軍縮マシナリー全体が利用されるべき」ことを主張していたが、第二案から軍縮会議に限定される規定となった。また交渉の締結時期につき第一案は、「次の再検討サイクルの終わりまでに」と規定し、第四案まで維持されたが、最終草案で削除され、タイムラインに関する規定はなくなった。

7 透明性と定期報告

第一〇項は、核兵器国に対し、透明性を促進し相互信頼を増強する努力を強化し拡大することを奨励するものであり、具体的措置として核兵器に関連する定義および用語に関する議論の強化が挙げられている。この条項については何らの変更もなく第一案が最終草案として維持された。

核兵器国の透明性に関する第一一項は、NPDI⁽²¹⁾および日本の提案を大幅に取り入れた内容になっており、二〇一〇年の内容と比較すると報告すべき内容がきわめて多くかつ詳細になっており、またそれらの報告を検討するためのメカニズムが整えられている。まず報告すべき情報に関して七項目にわたる詳細な基準が定められており、それらは非常に内容の充実したものになっている。これらの七項目にわたる情報については、第一案から最終草案までまったく変更なしに維持されている。

次に報告の検討メカニズムについては、第一案では準備委員会の各セッションおよび再検討会議で特別の時間が割り当てられるものとなっていたが、最終草案では二〇一七年および二〇一九年の準備委員会に核兵器国は報告を提出すること、それらの会期と再検討会議で報告を検討する特別の時間を割り当てるという形に変更された。また報告の提出に関しては、以前の草案ではそれらの情報を含めるように要請していたが、最終草案では、「国家安全保障を毀損することなく、核兵器国に対して以下の項目を考慮するよう奨励する」という用語に変更されており、核兵器国がこれらの用語を理由に大幅な情報の増加を拒むことが危惧される。

第一七項の検証に関する規定は、核軍縮検証能力を開発する努力を追求し強化することをすべての国に奨励するものであり、実施的な内容に関しては第一案から最終草案まで大きな変更はみられない。

8 軍縮・不拡散教育

軍縮・不拡散教育に関しては、日本を中心とする七六カ国による共同声明が会議で読み上げられ、NPTDIが関連する作業文書を提出している。第一八項は、すべての国に対し、核兵器の人道的影響を含め、核軍縮と不拡散に関するすべてのトピックについて、一般大衆、特に若い世代の認識を高める努力を継続し強化することを要請している。またそのために新たな情報・コミュニケーション技術を利用するよう奨励している。ただ第一案に含まれていた「核兵器使用の七〇周年の観点から、会議は、核兵器使用の壊滅的な人道的结果を直接目撃し、被爆者の証言を聞くために、世界の指導者、軍縮専門家および若者は広島および長崎を訪問すべきである」という提案に留意する」という文章は、中国の強硬な反対に遭遇し、削除された。しかし最終草案では、「第二次世界大戦の悲劇的な終結から七〇周年であることに照らして」、「核兵器の人道的影響を知るために、核兵器の被害を受けた人々や社会とのやり取り、およびその経験の直接的な共有を通じたものも含めて」という文章が挿入され、広島および長崎への直接的な言及はないが、基本的な内容は復活されることとなった。

9 全体的な評価

今回の会議の最終草案は、一般的に評価すれば、二〇一〇年最終文書の内容を繰り返すものが大部分であり、新たな大きな進展は見られない。その原因は、過去五年間の核軍縮の進展状況を分析した部分で明確に示したように、過去五年間に核軍縮がほとんど進展しなかったからである。すなわち二〇一〇年の約束が履行されなかったために、今回の会議はそれらの要請を繰り返すものとなっている。さらに、会議では四週間にわたり議論が展開され、第一

案を初めとして第四案までは新たな核軍縮措置を要請する内容をかなり含んでいたが、最終草案においては、コンセンサスを形成するために核兵器国の見解が多く取り入れられたため、きわめて要求度の低いものとなった。

五 今後の課題

第一の課題は、米口関係の修復および改善であり、米口間における戦略核兵器の一層の削減をどう実施していくかである。ウクライナ問題など世界の安全保障に大きな影響を与える出来事が存在しており、米口関係の改善は容易でないことは明らかであるが、新START条約が順調に履行されており、両国間の協議や通報の制度も十分に活用されている現状を基礎に、すなわちこのように協力関係が維持されている領域を基礎に限定的であれ一層の協力を拡大していくべきであろう。またイラン問題で解決へ向けての進展が合意され実施されるならば、それを基礎に米口の協議を開始することも可能であると考えられる。特に欧州配備のミサイル防衛は、米国によればイランのミサイルに対する防御として正当化されているのであるから、イラン情勢の改善に伴ってミサイル防衛に関してロシアと協議することは、論理的には可能であると考えられる。

これとの関連で、核軍縮を進展させるためには、核兵器国の間でより協力的な関係を築いていくことが必要である。P5プロセスがここ数年継続され、軌道に乗っていると思われるので、そのプロセスの中で、報告に関する共同の情報提出など手続的な側面からも、米国を中心とした協議の場の設定と具体的措置に関する共同の立場の採用、さらに五核兵器国の間における信頼醸成措置などを積み上げていくことが望まれる。

第二の課題は、人道的アプローチの問題にどう対処し、国家間でどのように共通の基盤を構築していくかである。ここ数年の議論において、核軍縮を推進するための基礎としての人道的アプローチはきわめて広範な支持を世界的

に得ており、核兵器使用の壊滅的な影響という基本的認識は、二、三の核兵器国が反対を唱えているとしても、ほぼ普遍的に承認されていると考えていいと思われる。ただ、そのような前提に立ったとしても、課題となるのは「安全保障」の側面をどの程度重要視するかに関して国家間で大きな差異が存在していることである。第一の国家グループは、いかなる場合においても核兵器が決して二度と使用されないことが人類そのものの利益であるので、そのために核兵器を廃絶すべきであると主張し、それ以外の考慮、特に安全保障の側面からの考慮を必要とは認めない立場である。第二のグループは、人道的考慮があらゆる核軍縮にむけての努力の基礎となることは、第一グループと同様に承認するのであるが、核軍縮を推進するに際してはさらに安全保障の側面を考慮する必要があると主張する。第一グループの国家と第二グループの国家は、ともに非核兵器国であるが、それぞれの国家が置かれている地政学的な環境が異なっており、後者の諸国家は核兵器国の拡大抑止の下で自国の安全保障を維持しようと考えている。第三の核兵器国のグループは、核軍縮の問題を主として安全保障の観点からとらえており、彼らの主張は、「国際安定性、平和、安全保障を促進する方法で、およびすべてのものにとつて安全保障を強化し減損させない」という原則に基づいて「核軍縮を実施する」という考えである。

第一に必要なことは、第一グループの国家と第二グループの国家との間の接近を追求することである。共に非核兵器国として共通の地位にあるので、第二グループは、第一グループに自国の置かれている地政学的環境から安全保障に一定の考慮が必要なことを伝えるとともに、安全保障における核兵器の役割および重要性を低減させるための措置を積極的に追求すべきである。第二グループの国家が、安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割の低減を一層主張し、要求していくことは、第一グループとのギャップを埋める方向に進むことであり、人道的アプローチと安全保障の側面からの考慮をできるだけ両立させる方向に事態を進展させるものとなる。

さらに第一グループと第二グループを一方とし、第三グループとの考えの相違の幅を縮小させるために努力することが必要であり、これらは非核兵器国が核兵器国に対して、安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割を低減させることをさらに強く要求していくことにより徐々に達成されるものである。それらの具体的措置の一つは、すでに述べたように核兵器の警戒態勢の低下または解除あるいは運用状況の低下の措置であり、二番目は、核兵器の使用は相手国の核兵器の使用の場合に限定するという「第一不使用」の政策の採用である。三番目は、消極的安全保証を強化することであり、まず非核兵器地帯条約の議定書の署名、批准の推進が必要である。

第三の課題は、核兵器のない世界の追求に際して、いかなる方法がとられるべきかという問題である。ここでは五つの立場が併存しており、それらを調和させることはきわめて困難な課題である。スペクトルの左の方が理想的であり、右に行くほど現実的なアプローチとなる。右端のステップ・バイ・ステップ・アプローチは、その左側のブロック積み上げ方式との区別が厳格でない方向で解釈されている現状からして、第四の主張と第五の主張を統合し、両者は同様の内容を持つものとして取り扱うことは可能であろう。

核兵器の廃絶に向けて最終段階では法的枠組みが必要であるという主張はすべての立場の人が受諾できるものである。しかし最初から多国間で核廃絶を義務づける包括的核兵器禁止条約(NWC)は、核兵器国が賛同しない限り交渉も開始されないのが、現実的な観点からは近い将来には不可能なように思われる。第二の核兵器使用・保有禁止条約(NWBT)は、核兵器国の参加なしでも交渉を開始し条約を作成するものであり、対人地雷禁止条約およびクラスター弾条約における成功例が存在している。ここで問題になるのは、これらの通常兵器で可能であったことが、核兵器の場合にもそのまま適用可能であるのかという疑問である。国家の安全保障の維持および強化という側面において、これらの通常兵器と核兵器が同じ重要性、同じ価値を有しているかという問題であり、現在の国

際社会においては、両者は戦略的観点から見た場合、同様の重要性および価値を有していると判断するのは困難であるように思われる。核兵器は国家の安全保障体制および戦略論の中心に位置づけられており、対人地雷およびクラスター弾は周辺に位置づけられている。したがって、近い将来において、これらの通常兵器の先例を核兵器に直接適用するのは困難であると考えられる。

第三の枠組み条約は、環境条約や通常兵器使用に関する条約で実際にいくつか存在しており、枠組み条約と議定書という形で、その分野での法的規制を実施している。核兵器禁止枠組み条約を作成することも、現実の世界では困難であると考えられるが、第一、第二の考えと比較するならば、可能性はより高いと判断される。枠組み条約は、核兵器を廃絶するという基本的義務を含むものであり、今後の核軍縮の進め方を規定し、条約体制の組織的側面を規定するものとなるであろう。二〇〇〇年再検討会議の最終文書は、「核兵器国が核兵器を廃絶するという明確な約束」に合意しており、これは政治的約束として、また政治的義務として確固として存在している。核兵器禁止枠組み条約は、この約束を法的な義務として規定するものであり、最終的目標として核兵器の廃絶を義務づけるものである。その後の議定書の交渉は、締約国会議を毎年開催するといった規則があれば、そのフォーラムにおいて交渉は可能であろうし、議定書の内容としては、ブロック積み上げ方式で提案されているさまざまな措置を同時に交渉することも可能であろう。ここにおいて、第三の考えと第四の考えを合体させた方向が今後の課題として最も可能性の高いものとして、全体のスペクトルを調和させるものとして考えられる。

第四の課題は、実際に核軍縮を交渉し協議するフォーラムの問題である。二〇一〇年最終文書の約束の中で、まったく履行されなかった措置のうち三つ、すなわち核軍縮を取り扱う補助機関の即時設置、消極的安全保証の議論の即時開始、兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉の即時開始は軍縮会議に関連している。

この課題は、核軍縮の進展にきわめて否定的な影響を及ぼしており、核軍縮進展の最大の妨害物となっているのであるから、すべての国、特に核兵器国は、軍縮会議をいかにうまく機能させるかについて、もつと真剣に具体的な行動を伴って対処していくことが必要である。軍縮会議が動かない直接的原因は、F M C Tの交渉開始に関してパキスタンがブロックしていると一般に説明されている。しかし核兵器国が核軍縮に関連する交渉あるいは議論などを開始することに積極的な意思をもたないがゆえに、パキスタンの主張を隠れ蓑として、それ以上の行動をとらない状況が維持されることに利益を感じているようにも解釈できる。

今回の会議において、F M C Tの交渉フォーラムに関して、N P D Iはできれば軍縮会議でと述べることによって、軍縮会議以外の可能性を示唆していたし、北欧諸国は、「特に軍縮会議が動かない場合は、総会、補助機関、専門家グループを含む国連の軍縮マシナリー全体が利用されるべきことに留意する」と述べていたが、最終草案では、「軍縮会議」で交渉を開始するとなっている。これでは、新たな進展を望むことがほとんど不可能な状態が維持されたままになっている。

したがって、今後の課題としては、如何にして軍縮会議の活動を開始させるか、それがどうしても動かない場合に、新たな考えを真剣に検討する必要がある。第一には、核兵器国をはじめ関連諸国がパキスタンに対して、さまざまな条件を示しながら、もつと積極的に説得を行う必要がある。これまでの関連諸国のパキスタンに対する説得工作はほとんど行われていないように思われる。たとえば、N P D Iが「会議は、軍縮会議でのF M C Tの交渉の開始を遅らせている国内的安全保障の懸念は交渉の中で効果的に言及されるべきことに合意する」と述べているように、さまざまな方法および手段を用いてパキスタンを説得することが不可欠である。

- (1) 2015 NPT Review Conference, Draft Final Document, Volume I, NPT/CONF.2015/R.3, 21 May 2015.
- (2) 2015 NPT Review Conference, General Debate, Statement by the United States, 27 April 2015.
- (3) 2015 NPT Review Conference, General Debate, Statement by the Russian Federation, 27 April 2015.
- (4) 2015 NPT Review Conference, General Debate, Statement by the United Kingdom, 27 April 2015.
- (5) 2015 NPT Review Conference, General Debate, Statement by France, 27 April 2015.
- (6) 2015 NPT Review Conference, General Debate, Statement by China, 27 April 2015.
- (7) 2015 NPT Review Conference, General Debate, Statement by the Netherlands on behalf of the NPDI (Non-proliferation and Disarmament Initiative), 27 April 2015.
- (8) 2015 NPT Review Conference, General Debate, Statement by New Zealand on behalf of the NAC (New Agenda Coalition), 27 April 2015.
- (9) 2015 NPT Review Conference, General Debate, Statement by Iran on behalf of the NAM (Group of Non-aligned Movement), 27 April 2015.
- (10) See Gareth Evans, Tanya Ogilvie-White, Ramesh Thakur, *Nuclear Weapons: The State of Play 2015* (Australian National University, 2015); Gaukhar Mukhatzhanova, *Implementation of the Conclusions and Recommendations for Follow-on Actions* (James Martin Center for Nonproliferation Studies, April 2015); Reaching Critical Will, *The NPT Action Plan Monitoring Report* (March 2015); Hiroshima Prefecture, *Hiroshima Report 2015: Evaluation of Achievement in Nuclear Disarmament, Non-proliferation and Nuclear Security in 2014* (March 2015); Hiroshima Prefecture, *Hiroshima Report 2014: Evaluation of Achievement in Nuclear Disarmament, Non-proliferation and Nuclear Security in 2013* (March 2014).
- (11) 2015 NPT Review Conference, General Debate, Statement by Austria, Joint Statement on the Humanitarian Consequences of Nuclear Weapons, 28 April 2015.
- (12) 2015 NPT Review Conference, Working Paper by Austria, The Vienna Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons and the Austrian Pledge, NPT/CONF.2015/WP.29, 21 April 2015.
- (13) 2015 NPT Review Conference, General Debate, Statement by Australia, Joint Statement on the Humanitarian Conse-

- quences of Nuclear Weapons, 30 April 2015.
- (14) 2015 NPT Review Conference, Working Paper by New Zealand on behalf of the NAC, Article VI of the NPT, NPT/CONF.2015/WP.9, 9 March 2015.
- (15) 2015 NPT Review Conference, Working Paper by the NAM, Draft Elements for a Plan of Action for the Elimination of Nuclear Weapons, NPT/CONF.2015/WP.14, 19 March 2015.
- (16) See Ray Acheson, Thomas Nash, and Richard Moyes, *A Treaty Banning Nuclear Weapons*, Article 36 and Reaching Critical Will May 2014; ICAN, *Ban Nuclear Weapons Now*, July 2013.
- (17) 2015 NPT Review Conference, Working Paper by Australia and others, Building Blocks for a World without Nuclear Weapons, NPT/CONF.2015/PC.III/WP.23, 15 April 2014.
- (18) 2015 NPT Review Conference, Working Paper by New Zealand on behalf of the NAC, Taking forward Nuclear Disarmament, NPT/CONF.2015/WP.8, 9 March 2015.
- (19) 2015 NPT Review Conference, Working Paper by the NPDI, Recommendations for Consideration, NPT/CONF.2015/WP.16, 20 March 2015.
- (20) 2015 NPT Review Conference, Working Paper by the Nordic Countries, Recommendations for Consideration, NPT/CONF.2015/WP.15, 13 March 2015.
- (21) 2015 NPT Review Conference, Working Paper by the NPDI, Recommendations for Consideration, NPT/CONF.2015/WP.16, 20 March 2015.
- (22) 2015 NPT Review Conference, Working Paper by Japan, Transparency, NPT/CONF.2015/WP.32, 22 April 2015.
- (23) 2015 NPT Review Conference, Main Committee I, Statement by Japan, Joint Statement on Disarmament and Non-Proliferation Education, 6 May 2015.